



令和6年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【市民防災センター施設管理人（夜間）】

高松市消防局では、高松市民防災センターを運営するため、令和6年4月1日採用の会計年度任用職員を、次のとおり募集します。

（この募集内容は、令和6年度予算の成立をもって正式決定します。）

1 募集の内容

人数	市民防災センター施設管理人（夜間）（2人程度）
職務内容	施設の使用管理や施設内設備・備品等管理業務など。
応募資格	・センター利用者に対する窓口業務ができる人 ・パソコンの簡単な操作ができる人
採用日	令和6年4月1日
任用期間等	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務条件	原則として、火曜日～土曜日 午後5時45分から午後9時15分までの3時間30分 週2回勤務（1回の場合あり／祝祭日勤務有）
給与等	日額3,352円（地域手当含む）（3.5時間／日） ※別途、本市規定に基づき交通費相当額が支給される場合があります。
期末・勤勉手当	支給対象外
社会保険	加入しません。
災害補償	市の非常勤の職員の公務災害補償制度が適用されます。
勤務場所	高松市民防災センター（南消防署併設施設） 高松市多肥下町1530-16
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。※年次有給休暇、特別休暇等

■ 次の各号のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市消防局のホームページからも、募集要項、任用申込書をダウンロードできます。 <アドレス>
<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shobo/shobo/shobokyoku/index.html>

2 申込手続

受付期間	令和6年1月9日(火)～1月26日(金)
提出書類	<p>インターネットのみ(持参及び郵送での申込みは、受け付けておりません。パソコンや携帯電話等をお持ちでない方については、下記問い合わせ先までお問い合わせください。)</p> <p>(1) 以下のQRコード又はURLより、申込フォーム「令和6年4月採用 高松市会計年度任用職員【市民防災センター施設管理人(夜間)】任用申込み」で、メールアドレス登録を行ってください。</p>  <p>URL : https://logoform.jp/form/dV7M/448806</p> <p>(2) (1) で登録したメールアドレス宛てに、「フォーム URLのご案内」という件名でメールが自動で送信されます。メール本文の URL にアクセスして、必要事項を入力後、送信してください。 ※迷惑メールフォルダに自動で振り分けられる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>(3) (2) を送信後「送信完了メール」が自動で送信されます。 ※受験番号の確認に必要となりますので、大切に保存してください。</p> <p>(4) 受付完了後、「受付完了メール」を送付しますので、メール本文の説明に従いご自身の受験番号を確認してください。 ※数日かかる場合があります。1月31日(水)までに届かない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。</p>
問い合わせ・申込先	高松市消防局 総務課 人事教養係 TEL (087)861-2503 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 防災合同庁舎5階

※顔写真については、面接選考の際にご提出いただけます。

(最近6カ月以内に撮影したもので、本人単身、胸から上が写っているもの。縦30～40mm 横24～30mm。)

3 選考方法及び日程について

・書類選考及び面接選考

※面接選考は、令和6年2月16日(金)を予定しています。(詳細は「受付完了メール」でお知らせします。)

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時(継続任用時を含む。)は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。ただし、営利企業への従事(兼業)等の制限については、適用除外となります。
- ・1会計年度内の任用となりますが、勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。(4会計年度の範囲内)
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。